

秩父地域での創業を支援します！



リノベーション創業支援事業補助金

1市4町（秩父市、横瀬町、皆野町、長瀬町及び小鹿野町）で実施する定住事業で創業者向けの補助金制度をスタートしました！

秩父地域で創業する方を対象に、店舗や事業所に対する新築・増築・改修工事の費用の一部を助成します。

受付期間

令和8年4月6日（月）から令和9年1月29日（金）まで

※補助対象事業について申請前に着工したものは対象となりません。
また、年度内に工事を完了していただく必要があります。

対象者

- ◆ 市内で新規に事業（小売業、飲食業、宿泊業、サービス業等）を開始する創業者
- ◆ ちちぶ地域創業支援等事業計画（※1）に基づく特定創業支援等事業の支援を受け、秩父市において証明書の交付を受けた創業者
- ◆ 事業開始後、2年以上継続して事業を実施することが見込まれる者

※1 ちちぶ地域創業支援等事業計画とは
秩父地域での創業を支援する計画で、専門家別支援事業やちちぶ創業塾といった支援メニューがあります。
(詳細はURL参照：<https://www.city.chichibu.lg.jp/5481.html>)

補助金額

市内において創業者が行うリノベーション工事（※2）の費用の1/3
（上限30万円）

※2 新規に事業を開始するために行う店舗又は事業所に対する新築工事、増築工事、改修工事。
また、秩父地域（秩父市、横瀬町、皆野町、長瀬町及び小鹿野町）に事業所を有し、秩父地域の建設工事等入札参加資格登録又は小規模事業者登録に登録されている施工業者により施行される工事であること。

申請方法

交付申請書に係る書類を添えて、郵送、メール又は産業支援課窓口にて申請してください。

※事業を実施する店舗又は事業所が所在する各市町の産業支援の担当課へご相談ください。

手続及び募集条件の詳細は、下記URLから参照。

<https://www.city.chichibu.lg.jp/10170.html>



※秩父市HPのQRコード

《お問合せ》

〒368-8686 秩父市熊木町8番15号（歴史文化伝承館3階）

秩父市 産業観光部 産業支援課

TEL：0494-25-5208 FAX：0494-25-0136 Mail：sangyo@city.chichibu.lg.jp